

#### 4. 四半期財務情報の作成等に係る事項

- (1) 会計処理の方法における簡便な方法の採用  
(法人税の計上基準)

法人税等の計上基準については、法定実効税率をベースとした年間予測税率を用いる等の簡便な方法により計算しております。

- (2) 最近連結会計年度からの会計処理の方法の変更  
なし